

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。